

◆3割負担 通所リハビリテーション利用料◆

基本サービス費内訳（その他料金等は右面参照）

●サービス提供時間 6～7時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	昼食700円 おやつ100円	
要介護1	2,379円	100円	200円	800円	3,479円
要介護2	2,814円				3,914円
要介護3	3,236円				4,336円
要介護4	3,740円				4,840円
要介護5	4,234円				5,334円

●サービス提供時間 5～6時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	昼食700円 おやつ100円	
要介護1	2,080円	100円	200円	800円	3,180円
要介護2	2,453円				3,553円
要介護3	2,820円				3,920円
要介護4	3,256円				4,356円
要介護5	3,685円				4,785円

●サービス提供時間 4～5時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	昼食700円 おやつ100円	
要介護1	1,855円	100円	200円	800円	2,955円
要介護2	2,141円				3,241円
要介護3	2,427円				3,527円
要介護4	2,794円				3,894円
要介護5	3,158円				4,258円

●サービス提供時間 3～4時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	※利用時間により昼食700円、 おやつ100円が別途かかります	
要介護1	1,641円	50円	100円	-	1,791円
要介護2	1,894円				2,044円
要介護3	2,145円				2,295円
要介護4	2,469円				2,619円
要介護5	2,788円				2,938円

●サービス提供時間 2～3時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	※利用時間により昼食700円、 おやつ100円が別途かかります	
要介護1	1,306円	なし	なし	-	1,306円
要介護2	1,488円				1,488円
要介護3	1,677円				1,677円
要介護4	1,862円				1,862円
要介護5	2,047円				2,047円

●サービス提供時間 1～2時間プラン

通所リハビリテーション費		日用品費	教養娯楽費	食費	自己負担額 (1日)
要介護度	通所リハ	石鹸・シャンプー・リンス タオル類・ティッシュ等	新聞・雑誌・ビデオ・趣味、 クラブ活動材料等	※利用時間により昼食700円、 おやつ100円が別途かかります	
要介護1	1,261円	なし	なし	-	1,261円
要介護2	1,355円				1,355円
要介護3	1,456円				1,456円
要介護4	1,550円				1,550円
要介護5	1,654円				1,654円

※利用料(3割負担額)は所定単位数から円に換算(1単位=10.83円)する為、上記の1日あたりの自己負担額合計と誤差が生じる場合があります。
 ※上記金額にはサービス提供体制強化加算(1)72円が含まれています。

●その他加算項目

加算項目	内 容	自己負担金額
* リハビリマネジメント加算(A)口	利用者家族、ケアマネジャー、当施設職員等が3ヶ月毎にリハビリテーション会議を利用者宅、施設、またはテレビ電話で開催し、利用者情報を共有し、リハビリスタッフがサービス計画についての説明を行った場合。 また、厚生労働省へリハビリ関連情報を提出し、フィードバックされた情報を活用した場合	開始月～6月以内:1,927円/月 開始月～6月超 : 887円/月
* リハビリマネジメント加算(B)口	利用者家族、ケアマネジャー、当施設職員等が3ヶ月毎にリハビリテーション会議を利用者宅、施設、またはテレビ電話で開催し、利用者情報を共有し、医師がサービス計画についての説明を行った場合。 また、厚生労働省へリハビリ関連情報を提出し、フィードバックされた情報を活用した場合	開始月～6月以内:2,804円 開始月～6月超 :1,765円
* 中重度者ケア体制加算	前年度または算定日が属する月の前3ヶ月の当施設利用者数の総数のうち、要介護3以上の利用者割合が100分の30以上の場合	65円/日
* リハビリ提供体制加算	リハビリテーション専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合	3～4時間利用:39円/日 4～5時間利用:52円/日 5～6時間利用:65円/日 6～7時間利用:78円/日
* 科学的介護推進体制加算	厚労省へサービス状況の提出とフィードバックを受け、利用者へのサービス向上の取組みを行った場合	130円/月
* 栄養アセスメント加算	管理栄養士と他職種が共同して栄養アセスメントを実施し、その結果を利用者へ説明及び必要に応じて相談を受けることに加え、厚労省に栄養管理情報を提出し、フィードバックを受け活用した場合	163円/月
* 移行支援加算	当施設通所リハビリを卒業し、デイサービス等に移行した方の割合が一定水準を満たした場合	39円/日
* 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総単位数×0.047(加算率)×10.83円(地域区分3級地) 合計金額の3割相当分	左記金額
* 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総単位数×0.020(加算率)×10.83円(地域区分3級地) 合計金額の3割相当分	左記金額
* 介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月あたりの総単位数×0.010(加算率)×10.83円(地域区分3級地) 合計金額の3割相当分	左記金額
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴中の利用者様の介助(見守り含む)を行った場合	130円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	医師、セラピストや介護支援専門員等が利用者宅の浴室で入浴環境を評価し助言を行うことに加え、個別の入浴計画を作成し、施設での入浴をご自宅の状況に近い環境にて入浴介助を行った場合	195円/日
短期集中個別リハビリ加算	理学・作業療法士等が退所後・退院後または認定日から起算して早期かつ集中的にリハビリテーションを行った場合	退院(所)～3月以内:358円/日
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅰ)	退院(所)後又は利用開始日から起算して3月以内に週2日、20分以上/回の認知症に対するリハビリテーションを行った場合	780円/日
認知症短期集中リハビリ加算(Ⅱ)	退院(所)後又は利用開始日から起算して3月以内に個別または集団で4回以上/月の認知症に対するリハビリテーションを行った場合	6,238円/月
重度療養管理加算	要介護3以上であって、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、計画的な医学管理を継続的に行った場合	325円/日
栄養改善加算	低栄養状態の改善のため、管理栄養士が在宅での食事相談や栄養指導などの栄養改善サービスを行った場合	650円/月
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスの提供を行った場合	195円/日
生活行為向上リハビリ加算	加齢や廃用症候群などにより機能が低下した利用者に対して当該機能の回復を図る為、生活行為の充実を図るサービス計画、且つ短期間での利用(6月間)であり、目標を踏まえたリハビリテーションを実施した場合	開始月～6月以内:4,062円/月

●その他サービス

種 類	内 容	自己負担金額
証明書	領収証明書	1,100円
オムツ	紙おむつ…209円 パッド…30円	左記金額